

市報



いしおか

市の人口(3月1日現在)

前月比

世帯数 11,484世帯 14世帯増

人口男 21,331人 32人増

女 22,254人 11人増

計 43,858人 43人増



学校別新入学児童数

学校名	児・童数
北小学校	31名
三村	33
関川	12
高浜	51
府中	191
東	237
石岡	195
合計	750名

わんぱくデビッ子たちも

今日は、チョッピリ神妙顔.....

— 240 —

S50. 1. 28 東小学校にて

3

1975

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

市議会第一回臨時会

昭和五十年市議会第一回臨時会が二月四日、市議場で開かれ石岡市学校設置条例の一部改正と昭和四十九年度一般会計補正予算(第六号)及び専決処分に対する承認などの議案が上程され、慎重な審議の結果、すべて原案どおり可決されました。

可決された議案の主な内容は次のとおりです。

専決処分に対する承認

「市税条例の一部改正」

地方税法などの一部改正が昭和四十九年十二月二十七日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を次のように改正しました。

一、電気税

税率を現行百分の六を百分の五に引き下げたこと。

二、ガス税

税率を現行百分の五を百分の四に引き下げたこと。

市学校設置条例の

一部を改正

最近の教育体系からくる認識の深まりによる幼稚園の就園率が年

々高まっており、これに対応するため、東大橋に公立幼稚園を設置し、幼児教育の振興をはかるものです。

設置される幼稚園

市立東幼稚園

石岡市大字東大橋

一、六一〇番地の一

昭和四十九年度

一般会計補正予算

(第六号)

今回の補正予算は、東幼稚園新設事業関係費として一千百十万円を教育費に追加補正したもので、補正後の昭和四十九年度一般会計は、歳入歳出予算総額三十二億九千六百十万五千円となりました。

統一地方選挙

公共下水道事業

昭和50年度より 建設に着手!

公共下水道とは

下水道法に定められた基準によると、公共下水道とは、市街地の下水を処理するために地方公共団体によって、設けられる施設で、

各家庭などから排水される汚水を道路の下に布設された管によって終末処理場を集め衛生的に処理きれいな水にしてから放流します。雨水については、雨水の排水路

によって、できるだけ既設の水路等を利用して放流します。

県内の都市では、日立市がすでに、一部区域から使用を開始し、

下水道のしくみ

家庭や事業所等から流れ出る汚水を道路の下に、布設された下水管によって、処理場へ集め、そこで浄化するものです。

※分流式……これは家庭や工場などから放流される汚水だけを集めて、処理す

る方法で、雨水は、別の排水路によって流されます。

※合流式……これは家庭から出る汚水と雨水を一緒の管

きよによって、処理する方法です。

下水道の建設費は

当市の計画では、約九十億円の事業費が見込まれています。

この事業費の財源は、国からの補助金・起債(国からの借入金)や市費のほか、下水道を完備する区域内の土地の所有者などから建

設費の一部を負担(受益者負担金)していただき、建設されます。

事業計画について

この計画は、都市計画事業の一環であり、都市計画法による市街化区域・市街化調整区域などの諸計画を勘案し、計画排水区域を定めます。

当市の行政区域面積は六、三三一haで、そのうち市街化区域に指定されている区域(一、四一二ha

を骨格として、早期市街化予想区域(五一四ha)を加えた一、九二六haを事業計画面積として実施されます。

なお、この事業の計画処理人口は、昭和六十五年現在を九万二千人と想定して実施されます。

終末処理場

排水区域から排出された汚水をそれぞれの管によって、集めた汚

水の流れ域石岡幹線に送り込み、県が施工する霞ヶ浦湖北浄化センタ

水戸市・勝田市・土浦市・結城市・取手市・潮来町・筑波学園都市等では工事に着手し、その他十市町でも調査及び計画に入っております。

県知事選挙

告示日

3月19日

投票日

4月13日

投票日

などの

日程決まる

市議会

議員一般選挙

告示日

4月17日

投票日

4月27日

みんなそろって

投票しましょう



石岡公共下水道計画図

区分	工期	排水区域	排水人口
計画区域		1,926 ha	92,000人
第一期区域	昭和49年 ～ 昭和53年	345 ha	20,000人

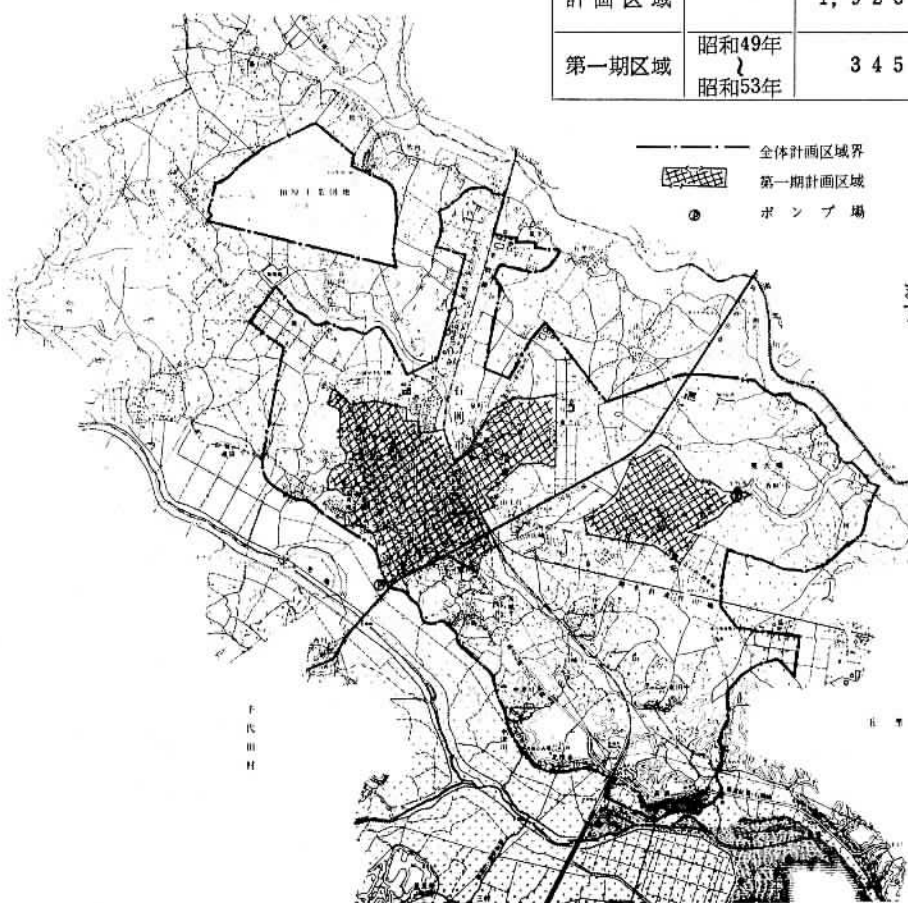
1で衛生的に処理し、霞ヶ浦に放流するものです。
下水道には、この施設が必須要件であります。

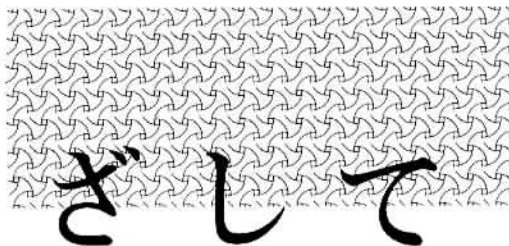
—— 全体計画区域界
 第一期計画区域
 ② ポンプ場

下水道が整備されると

次のような利点があります

- 一、家庭や事業所などから出る汚水をすみやかに排除し、蚊やハエの発生を防ぎ、環境衛生の向上に役立ちます。
- 二、汲み取り便所にかわって衛生的で快適な水洗便所が設置できます。
- 三、雨水をすみやかに排除し、低地帯の浸水の不安を解消します





国土利用計画法

がスタート

昭和四十九年十二月二十四日から地価の安定と国土の計画的、効果的な利用をねらいとする、「国土利用計画法」がスタートしました。

わたしたちは、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を十分に生かして、生活を営み、文化と国民性をはぐくんできました。最近の十数年間、わが国の経済はめざましい発展をしました。しかし、経済の成長にともない今日では国土の利用に著しい混乱がみられます。

その一つは、大都市への人口と産業活動のかたよりがもたらした住宅難・交通地獄・公害などのいわゆる大都市問題です。その一方

人口が都市へ流出した農山漁村では健全な地域社会の営みがむずかしくなっています。

これらの大都市問題・過疎問題・自然環境破壊・地価上昇などさまざまな混乱の中で今ほど思いきった土地利用対策を必要としている時はありません。

国土利用計画法は、そうした土地利用対策の基本とするためにつくられたもので、大都市問題や過疎問題を生み出すような、かたよった国土利用ではなく、都市でも農山漁村でも、国民の生活の場として豊かで住みよい生活環境を整えることによって、調和のとれた国土の発展をはかっていくことをねらいとしています。

この法律の

三つの柱と特徴

一、国土利用計画に基づいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく、望ましい土地利用を進めるものになる土地利用基本計画を定めること。

二、地価の値上りの防止と正しい望ましい利用を図るため土地の取引を制限すること。

三、遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続を定めたこと。

なお、この法律の特徴は法律で定められた権限のそのほとんどが都道府県知事あるいは政令指定都

市の市長に委ねられています。したがって、土地利用対策は都道府県の知事（政令指定都市にあって

は市長）と地域住民のみならずが主体となって、進められることになった点です。

又、この法律を適正に運用するために、国には国土利用計画審議会が置かれ、都道府県には、国土利用計画地方審議会が置かれます。これらの審議会は、国土の利用について重要なことや土地利用基

規制区域での土地取引などには

許可が必要

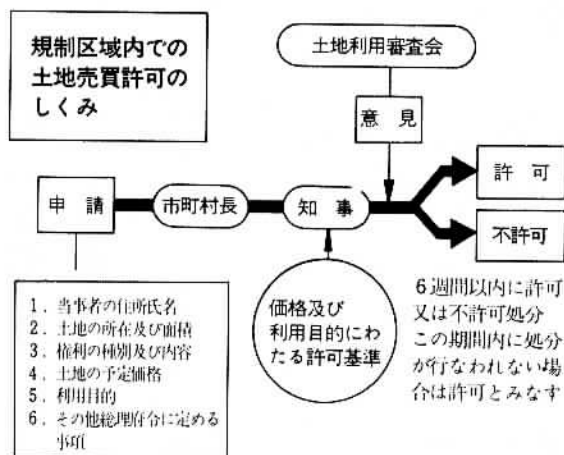
県知事は、次のような区域については土地の取引に許可が必要となる区域（規制区域）として定めることができます。

◎ 都市計画区域では……

みずからその土地を利用する考えがないのに将来の値上りだけを期待して土地取引が盛んに行なわ

本計画の内容について調査審議します。

また、土地利用の方法について詳しい知識と経験をもつ委員（七名）で組織される土地利用審査会が置かれ、不許可となった取引について、不服申立があった場合の審査・裁決などの仕事を担当します。



国土の計画的な利用をめ

れるとか、地価の値上りが激しくなるとか、または、その危険性があるような地域。

◎ 都市計画区域以外では……

前述と同じ状態が生ずると認められ、またそのような状態をなくさなければ、正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域……です。

規制区域内で土地の売買などの契約（予約、または代金を払って使ったり、借りる時と同じ）をするときは知事の許可が必要となります。（ただし、遺産を受けつぐ場合などは必要ありません。）

土地を売る人、買う人（貸借する人も同じ）は、土地の売買などの予定価格や利用目的などを明ら

届出が必要な土地の取引

この法律では、定められた広さ以上の土地の売買などの契約（予約も同じ、また代金を払って使ったり借りるときも同じ）をするときは、売る人も買う人（貸借する人も同じ）も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書（用紙は市役所にあります。）を市長を通して県知事に出さなくてはなりません。

◎ 届出が必要な土地は

市街化区域では

二千平方メートル以上

その他都市計画区域では

五千平方メートル以上

都市計画区域以外のところは

一万平方メートル以上

かにした申請書（用紙は市町村にあります。）を市長を通して知事に出さなければなりません。

この場合、知事は、売買などの予定価格が高すぎたり、利用目的に問題があるときは許可することができません。許可を受けられなかった場合は、売買などの契約をすることはできません。

当然登記所に行っても許可書がなければ受け付けてもらえません。その代わり、不許可になった場合には、その土地の所有者は知事に対して土地を買取ってもらおうと求めることができます。

また、土地の所有者は土地利用審査会に対して不服を申し立てることもできます。

しかし、開発業者が多数の零細な土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように一つ一つの取引はこの基準以不であっても、まとめるとこの基準にあてはまる場合には、届出が必要となります。

届出を受けた県知事は、次のような場合、土地利用審査会の意見をきいて土地取引の中止や土地の価格を下げるなどのことをするよう、売買をする人たちに勧告をします。

それは、土地の価格が周りの土地の価格より高すぎるとき、定められた土地利用の計画と比べてみて望ましくないときなどです。

この勧告を聞きいれないときは知事はどのような勧告をしたかを住民の方々に知らせる（公表）、売買をした人たちが正しい土地の利用や土地の価格を上げないことに協力しなかったことを、住民の方々に知ってもらい批判してもらうこととなります。

遊んでいる土地

を有効に利用

この法律には、使われないで遊んでいる土地（遊休土地）について、正しく役立つように利用を進めることを定めてあります。

遊休土地とは：許可または届出をして契約をした土地で、その時から三年以上たっても使われずに遊んでいる土地で定められた広さ（届出の場合と同じ広さ）以上のもので、周りとからべて遊ばせておくことが住民のためにならず、特に役立つような利用を進める必要がある土地をいいます。

このような土地がある場合、県知事はみずから、または市長の申出にもとづいて、これを遊休土地であると認め、同時にこのことを土地の所有者に通知します。

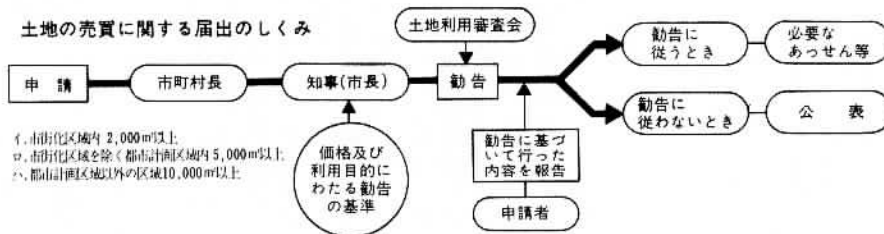
通知を受けた土地の所有者は、その土地の利用方法などの計画を六週間以内に市長を通じて知事に届出なければなりません。

この計画について、知事は必要なアドバイスをしたり、もし利用方法を変えてもらわなければならないときは、そのことを土地所有者に注意（勧告）することができ

ます。土地の所有者が聞き入れないときは、県や市などがその土地の買取りについて所有者と話し合い

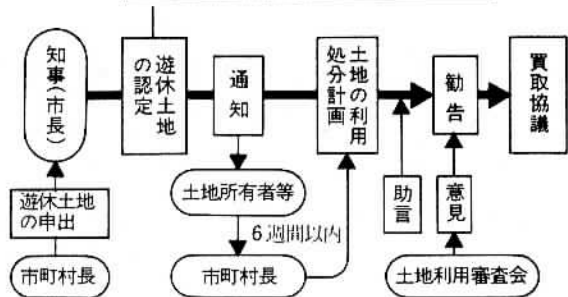
次のページへ続く

土地の売買に関する届出のしくみ



遊休土地に関する措置

1. 届出を要する面積以上の広がり土地
2. 取得後3年以上経過した土地
3. 利用されていない土地
4. 有効かつ適切な利用を確保すべき土地
5. なお、すでに取得されている遊休土地(昭和44年1月1日以降に取得されたもの)についても、この法律の施行の日から2年以内に限り遊休土地である旨通知することができる



(買取り協議)をすることになっていて、所有者は話合いに応じなければなりません。

この場合、土地の価格については、所有者がその土地を取得したときの価格などを参考にして話合いできることになっています。

この遊休土地についての定めは昭和四十四年一月一日以降に契約した土地のうち、遊休土地であると認められる土地についても今後二年間に限って、先に述べたと同じ取扱いになります。

☆ ☆ ☆

このように国土利用計画法は、わたしたちの限られた資源である国土をより計画的に利用して、自然環境を守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境の中で、わたしたちが生きていくために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしのできる都市づくりを旨として、公共の福祉を優先させるということを原則に、強力な土地利用対策を進めるためにも市民のみなさんの、ご理解とご協力をお願いします。

◎ 防除の方法

1. 予防一成虫駆除

前年枯れた松からマダラカミキリの成虫がとび出した頃に薬剤を散布します。

予防適期

(6月上旬～7月上旬)

予防薬剤

スミチオン系乳剤
(MEP+E DP)
10～20倍液
バイジット系乳剤
(MPP+E DB)
50～100倍液

2. 駆除一幼虫駆除

今年枯れた松をなるべく早く伐倒し材の中に入っている幼虫を殺します。

※ 駆除の方法

- (イ) 樹皮をはぎ、小枝とともに焼却する。
(ロ) 薬剤による駆除……予防薬剤を使用。

時期	薬剤の形態	1 m ³ 当散布量
8月～11月	乳剤	15ℓ
11月～翌年3月	油剤	15ℓ

緑の大敵



マツノマダラカミキリ

あなたの松もねらわれている

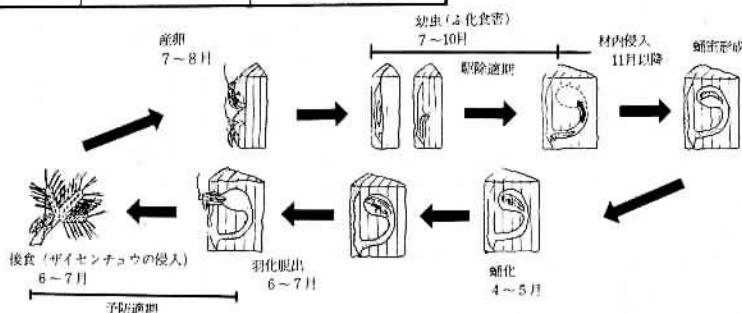
最近、松の枯損が目立っていますが、これは、松くい虫の一種の「マツノマダラカミキリ」が「マツノザイセンチュウ」という小さな線虫を羽根の裏側や気門に付着させて、前年に枯れた松の中からとび出して、元気な松の新芽や小枝などをかじるとき、その傷あとから松に入って小枝から幹へ移動しながら、猛烈に繁殖し、二、三

カ月で松を完全に枯らしてしまいます。特にこの被害が村上、大砂、東大橋、石川などの地域に検出されていますので、今後充分に注意してゆく必要があると思われるすなわ、松くい虫の防除についてのご相談は、

県南農林事務所林務課
電話〇二九八―二二―
八五一―番へ

又は市役所経済部農政課
電話三一―一一―
内線二四三番へ

お問合せください。



現在使用している

国民健康保険の

被保険者証の有効期限は

三月三十一日まで……………

国民健康保険に加入している方々に、交付されている国民健康保険の被保険者証が三月三十一日では有効期限切れとなり、四月一日からは使用できなくなりますので、早めに交付を受けてください。
※新しく交付を受けた被保険者証は四月一日から有効となりますので、それまでは、現在使用している被保険者証を使用してください。

新しい被保険者証の交付は……
「かいらん」などで、お知らせした日程の他、三月十日から三月三十一日までの期間、市役所保健課（七番窓口）で受け付け事務を実施しておりますので、加入されている方々は、必ず、新しい被保険者証の交付を受けてください。
● 印かん
● 被保険者証
● 持ってくるもの

未加入のみなさんも

この機会に

ぜひ、加入してください

現在、当市の国民健康保険に、まだ加入していない方々も、この機会に加入するようお願いいたします
○ 加入するときは……
会社の退職証明等以前に加入していた健康保険を脱退したことを証明するもの。

なお、被保険者（加入者）の方で異動などによって、脱退されるご家庭は、この機会に届出を済ませ

せてください。
○ 脱退するときは……
会社の健康保険被保険者証など新しい健康保険に加入したことを証明するもの。

料理
コーナ
今晚の
おかず

レバアの

しょうが煮

材料——（四人分）

レバア 一五〇グラム

しょうが 五〇グラム

さとう 大さじ二はい

しょうゆ 大さじ二はい

酒 大さじ二はい

作り方

レバアはよく血ぬきをして、酒をふりかけておきます。

これにしょうがのうす切りとさとう、しょうゆを加えて中火で煮

からめます。

好みでとうがらしを加えますがあまり箸でかきまぜない方ができ上がりがきれいです。

《健康一口メモ》

昭和四十七年度の国民栄養調査の結果は、成人女子（十八才～五十九才）で貧血又は貧血性と思われる人は三十%にも及んでいます。更に重大なことは、妊婦及び授乳婦の方が一般の女性に比べてはるかに高率を示していることです。

この予防には、毎日の食事が最も大切なことはいまでもありません。バランスのとれた食事は、真から健康なからだをつくるのです。鉄分・ビタミンAなどをたくさ

ん含んでいるレバアは、貧血症の人にはもちろん、発育期の子ども妊産婦に欠かせない食品です。ご家族みなさんで一週間に二回レバアを食べましょう。

食品名	数量	熱量 cal	蛋白質 g	脂肪 g	カルシウム mg	ビタミン			
						As-V	B ₁₂	B ₂	C
豚もも肉	40	112	6.7	9.2	2	1.0	0.24	0.04	0
豚レバア	40	52	7.8	1.9	2	6.4	0.16	0.88	4
成人女子一日の必要摂取量		2500	70		600	10	2.00	1.3	60

昭和50年度交通安全

〔年間スローガン〕

——運転者向——
急ぐほど

減らす燃料増す危険

——一般向——
手をかそう

ちっちゃな子どもとお年寄り

——子ども向——
とびだすな

あのみちそのみちこうさてん



医療福祉費受給者のみなさんへ

受給者証が三月三十一日で期限切れとなりますので
書き替え手続をしてください。

第三日曜日
清掃の日
美しい石岡をつくる市民の会

医療福祉費受給者証書き替え事務日程表

月 日	地 区	場 所	時 間
3月24日(月)	石岡(全地域を 高浜・三村を除く)	市役所 保健課医療係 (8番窓口)	午前8:30
" 25日(火)			午後5:00
" 26日(水)			
" 27日(木)			
" 28日(金)			
" 29日(土)			
" 26日(水)	高浜地区	高浜公民館	午前10:00
" 27日(木)	三村 "	三村 "	午後3:00
" 28日(金)	関川 "	関川 "	

※ 当日持参するもの

1. 使用中の受給者証
2. 未使用の請求書
3. 保険証
4. 印鑑
5. 次のうち該当するもの
 - 障害福祉年金証書
 - 身体障害者手帳
 - 特別児童扶養手当証書
 - その他障害程度を証明することのできる証書等

- (3) 特別児童扶養手当受給権者
(二十才未満)
(4) 知能指数三十五以下と判定された者

- (5) 知能指数五十以下と判定され、かつ身体障害者手帳を交付されている者(三級)

税務について専門係官が

あなたの相談に応じます。

毎月、下記の相談日には、関東信越国税局
総務部水戸相談室の税務相談官が来石して、
市民のみなさんの相談に応じますので、お気軽
にご利用ください。

税 務 相 談

年 間 日 程 表

月 日	曜 日	場 所	時 間
昭和50年3月12日	水	市役所 民相内 談一室 階	午前10時
" 4月14日	月		
" 5月12日	月		
" 6月12日	木		
" 7月14日	月		
" 8月12日	火		
" 9月12日	金		午後3時
" 10月13日	月		
" 11月12日	水		
" 12月12日	金		

おくやみ

土 守 幸 一
" 木 月 届出
橋 " 皆 山 八
広 八 藤 口 八
内 城 藤 治 郎 八
末 精 さ 郎 吉
次 一 た 七
郎 八 二
七 九

納 税
三月 市県民税申告
四月 軽自動車税
(十五日まで)
国民健康保険税
(全期)
(一期)



石 三 中 高 染 宮 谷 正 小 大 茨 貝 守 大 仲 泉 杉 若
川 " 村 " 津 浜 谷 部 向 " 上 川 谷 津 木 地 横 小 路 内 井 松
福 野 浅 高 高 大 長 押 塚 横 田 細 小 海 羽 小 吉 広 熊 横 信 五
田 中 野 野 野 槻 谷 止 野 田 辺 谷 貫 老 成 崎 田 瀬 倉 山 田 味
ツ 朝 銀 浅 富 正 定 み 寅 宗 み こ と 謙 け ち 和 み 金 寅 福 せ
ネ 雄 四 郎 男 之 助 之 助 之 助 平 ち う き 郎 い よ 夫 つ 郎 造 松 ん
九 五 七 八 八 六 七 六 四 七 八 六 八 五 七 九 八 三 七 六 七 八 四 八 七 七 六 八 二
〇 六 六 二 二 二 六 四 〇 二 六 五 九 三 六 八 二 〇 三 一 八 二